

「うちな一消費者」



通信 (生徒用)

2021年7月19日 (月) 第3号

発行 / 沖縄県消費生活センター

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(沖縄県庁1階)

電話(098)863-9212

沖縄県教育庁県立学校教育課

(沖縄県庁13階)

電話(098)866-2715

第2号では、18歳で成年になったらできることについて取り上げました。成年になると、今までよりも自分の意志や判断に基づいて行動できるようになります。その方法の一つが「**契約**」です。

お店で商品を購入する場合、買う人が「買います」と申し込み、お店が「売ります」と承諾すれば、契約は成立します(契約は口約束でも成立します)。契約が成立すると自分の都合で一方的に解除することはできません。

そこで、第3号のテーマは「**成年になり、一人で契約する際に注意すること**」です。

2022(令和4)年4月1日から

これまでの18歳(未成年)

親の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた「**未成年者取消権**」によって、原則その契約を取り消すことができます。この制度は、取引の知識や経験が少なく、判断力が未熟な未成年者を保護するためのもので、「未成年者だから」という理由で取り消すことができました。

【例外】次の場合は取り消しができません

- ◆ お小遣いの範囲での少額な契約
- ◆ 「自分は成年である」と偽って契約した場合
- ◆ 「親の同意を得ている」と嘘をついて契約した場合
- ◆ 結婚している場合(結婚している場合は成年とみなされます)

これからの18歳(成年)



親の同意がなくても自分で契約ができ、**未成年者取消権**で契約を取り消すことができなくなり**ます**。契約をするかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

【注意すること】

- ◆ 契約内容をよく理解しないまま、安易に契約しない → 契約前に一度よく考える・相談する
- ◆ 20歳代前半で多く見られる「お金」や「美容」に関する消費者トラブルに成年になったばかりの18歳・19歳が巻き込まれるおそれがある → 儲け話をうのみにしない(下の教材動画参照)
必要がなければ「契約しない」ときっぱり断る



「チャマー! 悪質商法! こうして僕は騙された 名義貸しの恐怖」(約38分)

2017~2018年度にかけて、沖縄県内で大きな社会問題となった「大学生を中心とした名義貸し事件」(被害者は660人以上、被害総額は4億円と全国でも例をみないほどの規模だった)の再現VTRとその問題点を検証して対策を示す内容になっています。今月末まで、沖縄県金融広報委員会のホームページ (<https://www.okinawa-kinkoui.com/>) から見るすることができます。是非一度視聴してみてください。 沖縄県金融広報委員会 → 刊行物/ビデオ → ビデオ・DVD

【参考資料】 「18歳から”大人”に! 成年年齢引き下げて変わる事、変わらない事。」政府広報オンライン

「18歳になる君へ 大人への一步を踏み出す前に知っておこう! 契約のコト」独立行政法人 国民生活センター

「うちな一消費者」



通信(職員用)

2021年7月19日(月) 第3号

発行/沖縄県消費生活センター

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(沖縄県庁1階)

電話(098)863-9212

沖縄県教育庁県立学校教育課

(沖縄県庁13階)

電話(098)866-2715

生徒用の第3号で「成年になり、一人で契約する際に注意すること」について取り上げました。契約は申し込みと承諾の意思が合致した時点で成立することから、職員の皆さまにも是非知っていただきたいことの一つが「未成年者取消権」です。

民法が定める未成年者取消権

消費者被害の $\left\{ \begin{array}{l} \text{救済の面では「後戻りのための黄金の橋」「消費者被害の特効薬」} \\ \text{予防の面では「鉄壁の防波堤」「消費者被害の予防薬」} \end{array} \right.$

などと言われている重要な制度です。

例えば、悪質業者の誘いで高額な化粧品セットを購入し、あとで考えたら必要なかった場合、いったん契約が成立している以上、契約を解消するには、契約を結んだ状況やどのように勧誘されたかなどを消費者が立証する必要があります。しかし、未成年者の場合は、契約当時、未成年だったことが立証できれば、勧誘された状況を問題にせず、契約の解消が認められます。それで、未成年者取消権は、救済の面から「黄金の橋」「特効薬」と言われます。

また、未成年者取消権は年齢で区切って一律に未成年者を保護しています。事業者が勧誘して契約を結ばせても「未成年だから」という理由で、後から契約が取り消される可能性があるため、未成年者であれば、勧誘しません。それで、予防の面から「防波堤」「予防薬」と言われています。実感は持ちにくいですが、大人たちは成年に達するまで、この未成年者取消権によって消費者被害から守られてきました。もしかしたら、消費者被害に遭っていたかもしれない状況が未然に防止されてきたと考えることができます。

👉 確認ポイント

- 成年年齢の引き下げで未成年者取消権を失います。未成年者取消権で保護される年齢が20歳から18歳に下がるので、悪質業者のターゲットになるのではないかと懸念されています。契約前に一度考えること、不安な人は相談して決める等の助言をお願いします。



生徒用でも紹介した「チャマー! 悪質商法! こうして僕は騙された 名義貸しの恐怖」は同様の被害が高校現場においても起こる可能性があることから、若年者向けの啓発を図っていくために、2020年3月に沖縄県が制作しました。同年12月に各校・課程別に1枚DVDを寄贈(離島の学校へは郵送)しています。沖縄県消費生活センターで貸し出しも行っており、今月末まで、沖縄県金融広報委員会のホームページ (<https://www.okinawa-kinkoui.com/>) から視聴可能です。 沖縄県金融広報委員会 → 刊行物/ビデオ → ビデオ・DVD

【参考資料】 岩波ブックレットNo.1043 『狙われる18歳!? -消費者被害から身を守る18のQ&A』

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 岩波書店